

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）※平成29年度より名称変更

資料 7

- 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付。

農業次世代人材投資事業（準備型）

次世代を担う農業者となることを目指し、県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、都道府県等を通じて、年間150万円を最長2年間交付。

主な見直し・拡充事項

- 研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から5年以内に認定新規就農者等になることを要件化
次世代を担う農業者への支援という事業趣旨を明確化
- 国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は、交付期間を1年間延長
海外研修分を拡充 （いずれも29年度新規採択者から適用）

農業次世代人材投資事業（経営開始型）

次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、市町村を通じて、年間最大150万円を最長5年間交付。

※ 前年の所得に応じ、交付金額を変動

前年の所得が100万円未満

→ 交付金額は150万円/年

前年の所得が100万円以上350万円未満

→ 交付金額は変動

$$\text{交付金額} = (350\text{万円} - \text{前年の所得}) \times 3/5$$

主な見直し・拡充事項

- 交付終了後は、交付期間と同期間営農を継続することを要件化
次世代を担う意欲ある新規就農者への支援であることを明確化
- 市町村段階に経営・技術、営農資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を強化
交付金以外のきめ細かなサポート実施へ
- 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定
交付対象者の経営状態の把握、着実な経営確立を促進する観点
- 早期に経営確立し、事業を卒業する者に対し、資金に代えてさらなる経営発展に繋がる取組を支援
（29年度新規採択者から適用）
早期に経営を確立させ、資金に頼らない農業経営を支援